

第三十三号議案

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例  
東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第十八条の三第一項及び第三項」を「第十八条の三第一項から第三項まで」に、「第十八条の三第一項中」を「第十八条の三第一項及び第二項中」に改める。

第九条中「第十一条まで」を「第十条まで」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都人事委員会勧告等に伴い、任期付研究員の給与を改定する必要がある。